

利用料金表

令和 8 年 6 月 1 日改定

1. 介護保険サービス利用料金 (日額)

		介護度	サービス利用料	1割	2割	3割
				自己負担額	自己負担額	自己負担額
基本サービス費	入居	要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
		要介護2	7,880円	788円	1,576円	2,364円
		要介護3	8,120円	812円	1,624円	2,436円
		要介護4	8,280円	828円	1,656円	2,484円
		要介護5	8,450円	845円	1,690円	2,535円
	短期利用	要介護1	7,810円	781円	1,562円	2,343円
		要介護2	8,170円	817円	1,634円	2,451円
		要介護3	8,410円	841円	1,682円	2,523円
		要介護4	8,580円	858円	1,716円	2,574円
		要介護5	8,740円	874円	1,748円	2,622円

認知症対応型  
共同生活介護費Ⅱ  
(2ユニット型)

短期利用  
認知症対応型  
共同生活介護費Ⅱ  
(2ユニット型)

	名称	金額	自己負担額			内容	適用		算定	
			1割	2割	3割		入居	短期		
加算項目	初期加算	300円 (日額)	30円	60円	90円	入居日から30日間算定します。また1ヵ月以上の入院後の再入居の際も算定します。	◎	×		
			37円	74円	111円					訪問等との連携により看護師を1名以上確保している。ターミナルの指針の策定と説明・同意を行った場合に算定します。
			47円	94円	141円					
	57円	114円	171円	看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合に算定します。						
	医療連携体制加算 (I)-ハ	370円 (日額)	37円		74円	111円	◎	◎		
	医療連携体制加算 (I)-ロ		47円		94円	141円				
	医療連携体制加算 (I)-イ		57円	114円	171円					
	※医療連携体制加算(I)は、上記3つのうちどれか1つを算定します									
	医療連携体制加算 (II)	50円 (日額)	5円	10円	15円	医療連携体制加算(I)のいずれかを算定し、医療的ケアが必要な入居者を1名以上受け入れている場合に算定します。	△	△		
			100円	200円	300円					協力医療機関と入居者の病状が急変した場合等に相談・診療を行う体制を確保している。情報を共有する会議を定期的に開催している。
			40円	80円	120円					
	協力医療機関連携 加算(1)	1,000円 (月額)	100円	200円	300円	◎	×			
	協力医療機関連携 加算(2)		40円	80円	120円					
※協力医療機関連携加算は、上記2つのうちどちらか1つを算定します										
退居時情報提供加算	2,500円 (1回)	250円	500円	750円	医療機関へ退所する入居者について、医療機関に心身の状況、生活歴等の情報を提供日した場合、1人につき1回限り算定します。	◎	×			
高齢者施設等感染対	100円	10円	20円		第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保してい	△	△			

加算項目	策向上加算(Ⅰ)	(月額)	30円	る。研修又は訓練を年1回以上参加する。				
	高齢者施設感染対策向上加算(Ⅱ)	(月額)	50円	5円	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上実地指導を受ける。	△	△	
				10円				
				15円				
	夜間支援体制加算(Ⅱ)	(日額)	250円	25円	各ユニットに夜勤者を配置することに加え、夜勤者又は宿直者を1名以上配置した場合に算定します。	◎	◎	
								50円
								75円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(日額)	220円	22円	①介護福祉士を70%以上配置 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置 いずれかに該当する場合算定します。	◎	◎	
								44円
								66円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(日額)	180円	18円	介護福祉士を60%以上配置している事業所に算定します。	◎	◎	
								36円
								54円
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(日額)	60円	6円	①介護福祉士を50%以上配置 ②常勤職員75%以上配置 ③勤続7年以上の職員30以上を配置 いずれかに該当する場合算定します。	◎	◎	
								12円
								18円
	※サービス提供体制強化加算は、上記3つのうちどれか1つを算定します							
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(日額)	30円	3円	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合、適合入居者に算定します。	○	×	
								6円
								9円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(日額)	40円	4円	認知症介護指導者研修修了者を配置し、事業所内研修を実施し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合、適合入居者に算定します。	○	×		
							8円	
							12円	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(月額)	1,500円	150円	入居者の半数以上が日常生活に注意を必要とする方。指定の研修を修了した職員を配置し、計画的に評価、会議、ケアプランの見直しを行っている場合に算定します。	△	×		
							300円	
							450円	
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(月額)	1,200円	120円	入居者の半数以上が日常生活に注意を必要とする方。計画的に評価、会議、ケアプランの見直しを行っている場合に算定します。	△	×		
							240円	
							360円	
※認知症専門ケア加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または、認知症チームケア推進加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか1つを算定します								
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(月額)	1,000円	100円	PT、OT、ST、医師がICTを活用した動画等により利用者の状況を把握し、助言を行い、それを反映したケアプランを作成する場合算定します。	○	○		
							200円	
							300円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(月額)	2,000円	200円	PT、OT、ST、医師がGHを訪問し、身体状況等の評価を計画作成担当者と共同で行い、反映したケアプランを作成する場合算定します。	○	○		
							400円	
							600円	
※生活機能向上連携加算は、上記2つのうちどちらか1つを算定します								
栄養管理体制加算	(月額)	300円	30円	管理栄養士が、介護職員への栄養・食生活に係る助言や指導を行った場合に算定します。	◎	×		
							60円	
							90円	
口腔衛生管理体制加算	(月額)	300円	30円	歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアの技術的助言及び指導を月1回以上行った場合算定します。	◎	×		
							60円	
							90円	
口腔・栄養スクリーニング加算	(1回/6月)	200円	20円	介護職員が口腔の健康状態、栄養状態の確認を行い、その情報を計画作成担当者に提供している場合算定します。	◎	×		
							40円	
							60円	
科学的介護推進体制加算	(月額)	400円	40円	入居者の心身の基本的な情報を、3ヶ月に1回厚労省に提出し、その情報を有効なサービス提供に活用した場合算定します。	◎	×		
							80円	
							120円	

	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000円 (月額)	100円 200円 300円	委員会の開催や見守り機器等の導入、年1回の業務改善効果を示すデータを提供し、成果が確認されている場合に算定します。			
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円 (月額)	10円 20円 30円	委員会の開催や見守り機器等の導入、年1回の業務改善効果を示すデータを提供している場合に算定します。	△	△	
※生産性向上推進体制加算は、上記2つのうちどちらか1つを算定します							
その他項目	入居者の入退院支援	2,460円 (月額)6日/月	246円 492円 738円	入院後3ヶ月以内の退院が見込まれる入居者の受け入れ体制を整えている場合算定します。(※月6日を限度とします)	○	×	
	若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円 240円 360円	若年性認知症の方のご利用時に算定します	○	○	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	200円 400円 600円	緊急に短期利用が必要だと、医師が判断した場合、7日を限度に算定します。	○	○	
	退居時相談援助加算	4,000円	400円 800円 1,200円	退居後、居宅サービス・地域密着型サービスを利用するに当たり、必要な相談援助と情報提供を行った場合に算定します。	○	×	
	新興感染症等施設療養費	2,400円 (月額)5日/月	240円 480円 720円	厚生労働大臣が定める感染症に入居者が感染し、適切な感染対策を行い該当する介護サービスを行った場合、月に1回5日を限度として算定します。	○	×	
	看取り介護加算	720円	72円	適合する利用者について、死亡日以前31日以上45日以下について算定します。	○		
			144円	適合する利用者について、死亡日以前4日以上30日以下について算定します。	○		
			216円				
		1,440円	144円	適合する利用者について、死亡日以前4日以上30日以下について算定します。	○		
			288円 432円				×
		6,800円	680円	適合する利用者について、死亡日前日及び前々日について算定します。	○		
			1,360円 2,040円				
		12,800円	1,280円	適合する利用者について、死亡日について算定します。	○		
	2,560円 3,840円						

身体拘束廃止未実施減算	10%減算 (1日)	身体拘束等の適正化を図るための措置が未実施の場合減算します。 ・記録・対策委員会の開催と職員周知 ・適正化のための指針の整備・研修	○	○	
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算 (1日)	虐待を防止するための措置が未実施の場合減算します。 ・指針の整備、担当者の配置、研修実施	○	○	
業務継続計画未実施減算	3%減算 (1日)	感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に実施するための業務継続計画を策定する。	○	○	

※下記の加算は、どちらか1つを算定します。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ口)	(基本サービス料自己負担額 + 加算分自己負担額) × 22.8%	介護職員の賃金を改善する計画を策定し、適切な処置を講じた場合に算定します。 (Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかを算定させていただきます。	◎	◎	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ口)	(基本サービス料自己負担額 + 加算分自己負担額) × 22.0%				

※表示の◎印は全員に加算されます。△は体制が整ったときに加算されます。○は該当する方のみに加算されます。

## 2. その他利用料金(介護保険外生活費用)

	名称	金額	内容
長期	家賃相当分	45,000円	月額
	水道光熱費	20,000円	月額
	食材料費	35,000円	月額(おやつ代等含み、飲食全般に係る費用です)
短期	家賃相当分	1,480円	日額
	水道光熱費	660円	日額
	食材料費	1,150円	日額(おやつ代等含み、飲食全般に係る費用です)

クリーニング (外部委託)	実 費
日常生活品費	実 費
書類等の写し	10円/枚
理美容代	2,200 円

行事・クラブ活動費	行事・クラブ活動費は参加状況に応じ、そこにかかる材料費等を実費にて負担していただくこととなります。
-----------	---

※その他、健康管理費等実費をご負担いただくことがあります。

※上記以外にかかる費用については説明の上、同意を得て徴収する場合がございます。

## 3. 退居時費用

退居時費用	ルームクリーニング費用 畳替え費用(該当居室) 粗大ゴミ等の処分費 その他をご負担いただきます。
-------	---